

南山高等学校学則

第1章 総則

第1条 この高等学校は、南山高等学校という。

第2条 南山高等学校に、男子部及び女子部を置く。

第3条 南山高等学校は、名古屋市昭和区五軒家町6番地に置く。

第4条 南山高等学校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、高等普通教育を施すことを目的とする。

第5条 課程、学科、修業年限及び入学資格は、次のとおりとする。

| 課程 学科 | | 入学定員 | 学級数 | 総定員 | 学級数 | 修業年限 | 入学資格 |
|------------------|-----|------|-----|--------|-----|------|-------------|
| 全日制 課程 普通科 | 男子部 | 200名 | 5 | 600名 | 15 | 3年 | 中学校 卒業程度 |
| | 女子部 | 200名 | 5 | 600名 | 15 | | |
| 計 | | 400名 | 10 | 1,200名 | 30 | | |

第2章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 夏期 7月21日から8月31日まで
- 4 冬期 12月24日から翌年1月7日まで
- 5 春期 3月21日から4月5日まで
- 6 南山学園創立記念日（11月1日）

第3章 教育課程および授業日時数

第9条 教育課程および授業日時数は、高等学校学習指導要領の基準により、別表1のとおりとする。

なお、本校は、学校教育法第71条および学校教育法施行規則第115条の規程により、南山中学校との中高一貫教育を施すため、教育課程の編成にあたっては、南山中学校との協議を経るものとする。

第4章 各学年の課程の修了及び卒業の認定

第10条 教科、科目の単位修得は、生徒の出席状況及び平素の成績を評価して認める。

第11条 各学年の課程の修了及び卒業は、所定の単位を修得した者について、平素の性行を考慮して認める。

第12条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、別記様式の卒業証書を与える。

第5章 入学、退学、転学、留学及び休学

第13条 入学、退学、転学及び留学は、校長が許可する。

第14条 入学、退学、転学及び留学の手続き、その他必要な事項は、別に定める。

第14の2 学校教育法施行規則第93条の規程による留学に関する扱は次のとおりとする。

1 留学の期間は1年以内とする。

2 単位の認定は、留学先高等学校の発行する成績、在籍、科目履修に関する証明書に基づき、校長が認定して進級或は卒業の扱をする。

第15条 校長は、病気その他やむを得ない事故のため引続き3か月以上欠席を必要とすると認められる者が休学を願い出た場合には、その年度内を限り休学を許可することができる。

② 校長は、教育上必要があると認めたときは、2年以内を限り、休学を命ずることができる。

第6章 職員組織

第16条 職員組織に関しては、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健法、学校図書館法及び高等学校設置基準等により、別に定める。

第7章 授業料、入学検定料及び入学金

第17条 授業料その他の納入に関する事項については、別表2のとおりとする。

② 授業料を期限内に納入しないときは、特別の事情ある場合を除き、学校はその者を出校停止又は退学させることができる。

③ 学校は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。

第18条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なけ

ればならない。

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学金等を納入しなければならない。

② 校長は、入学を許可された者が前項の入学金等を納入しないときは、入学を取消することができる。

第20条 既に納入した授業料、入学検定料及び入学金は、いかなる理由があっても返付しない。

第8章 服装

第21条 生徒は、所定の服装をしなければならない。

第9章 賞罰

第22条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することができる。

第23条 優等生のうち、特に優秀な者には、特待生として授業料を減免し、又は奨学金を与えることができる。

第24条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、次のいずれかにより、生徒に対し懲戒を行うことができる。

- 1 放校
- 2 停学
- 3 謹慎
- 4 譴責

② 前項の放校については、次の各号の1に該当する生徒に対して行うことができる。

- 1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力が劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて、出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 雑則

第25条 この学則の実施に関し、必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。

(卒業証書様式及び別表は省略)

南山中学校学則

第1章 総則

第1条 この中学校は、南山中学校という。

第2条 南山中学校に、男子部及び女子部を置く。

第3条 南山中学校は、名古屋市昭和区五軒家町6番地に置く。

第4条 南山中学校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、中学普通教育を施すことを目的とする。

第5条 課程、学科、修業年限及び入学資格は、次のとおりとする。

| | 入学定員 | 学級数 | 総定員 | 学級数 | 修業年限 | 入学資格 |
|-----|------|-----|--------|-----|------|---------|
| 男子部 | 200名 | 5 | 600名 | 15 | 3年 | 小学校卒業程度 |
| 女子部 | 200名 | 5 | 600名 | 15 | | |
| 計 | 400名 | 10 | 1,200名 | 30 | | |

第2章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 夏期 7月21日から8月31日まで
- 4 冬期 12月24日から翌年1月7日まで
- 5 春期 3月21日から4月5日まで
- 6 南山学園創立記念日（11月1日）

第3章 教育課程および授業日時数

第9条 教育課程および総授業時数は、中学校学習指導要領の基準により、別表1のとおりとする。

なお、本校は、学校教育法第71条および学校教育法施行規則第115条の規程により、南山高等学校との中高一貫教育を施すため、教育課程の編成にあたっては、南山高等学校との協議を経るものとする。

第4章 各学年の課程の修了及び卒業の認定

第10条 各学年の課程の修了及び卒業は、生徒の出席状況、平素の成績及び性行を評価して認定する。

第11条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、別記様式の卒業証書を与える。

第5章 入学、退学、転学及び休学

第12条 入学、退学及び転学は、校長が許可する。

第13条 入学、退学及び転学の手続き、その他必要な事項は、別に定める。

第14条 校長は、病気その他やむを得ない事故のため、引続き3か月以上欠席を必要とすると認められる者が休学を願い出た場合には、その年度内に限り休学を許可することができる。

② 校長は、教育上必要があると認めたときは、2年以内に限り、休学を命ずることができる。

第6章 職員組織

第15条 職員組織に関しては、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健法及び学校図書館法等により、別に定める。

第7章 授業料、入学検定料及び入学金

第16条 授業料その他の納入に関する事項については、別表2のとおりとする。

② 授業料を期限内に納入しないときは、特別の事情ある場合を除き、学校はその者を出校停止又は退学させることができる。

③ 学校は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。

第17条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

第18条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学金等を納入しなければならない。

② 校長は、入学を許可された者が前項の入学金等を期限内に納入しないときは、入学を取消すことができる。

第19条 既に納入した授業料、入学検定料及び入学金は、いかなる理由があっても返付しない。

第8章 服装

第20条 生徒は、所定の服装をしなければならない。

第9章 賞罰

第21条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することができる。

第22条 優等生のうち、特に優秀な者には、特待生として授業料を減免し、又は奨学金を与えることができる。

第23条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、次のいずれかにより、生徒に対し懲戒を行うことができる。

- 1 放校
- 2 削除
- 3 謹慎（校内）
- 4 譴責

② 前項の放校については、次の各号の1に該当する生徒に対して行うことができる。

- 1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて、出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 雑則

第24条 この学則に関し、必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

(卒業証書様式及び別表は省略)